

第 2 3 回高山市農業委員会議事録

会議の日時 令和 7 年 4 月 2 5 日（金） 午後 3 時より

会議の場所 高山市役所 地下大会議室

会議に附した議案題目

- 日程第 1 議事録署名者の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報第 2 5 号 農地所有適格法人の報告等について
- 日程第 4 報第 2 6 号 農地法の規定に基づく許可処分の取消しについて
- 日程第 5 議第 1 7 3 号 農地法第 3 条の規定による権利移動の許可について
- 日程第 6 議第 1 7 4 号 農地法第 4 条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について
- 日程第 7 議第 1 7 5 号 農地法第 5 条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について
- 日程第 8 議第 1 7 6 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

○本日会議に出席した委員（議席順）

黒木義弘、鴻巣明久、川上富之、清水直喜、野尻真人、白畑功詞、田村信彦、陣出通子、大面正紀、東野満浩、丸山浩一、森田高見、田中君代、垣内常宏、辻直司、小井戸寿尚、牛丸和久、平井造成

○本日会議に欠席した委員

上堀昌也

○本日会議に出席した職員等

事務局長：松井ゆう子、事務局次長：駒屋宏和、森林政策課長：水橋 靖、振興主事：高山緑、農地主事：森真哉、書記：尾形博司、中島麻由美、

農地相談員：井之本浩美、飛騨農林事務所農業普及課：神谷直人

職務代理	ただいまより第２３回高山市農業委員会を開催いたします。 本日の出席委員は、１９名中１８名で農業委員会等に関する法律第２１条第３項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。
会 長	皆様こんにちは。 私は、今日の午前中にリンゴの開花直前にかける消毒薬をかけてきました。今年は昨年に比べ気温も低く、花も遅いと思っていたのですが、結果としては昨年と同じような日程となりました。 ただ、急に暑くなってきて、体が慣れておらず、汗のかき方もいつもと違うと感じています。みなさんも体調管理には注意してください。 今日は、この後にそれぞれの部会もあります。慎重な審議とスムーズな進行をお願いし、挨拶とさせていただきます。 本日もよろしくお願いします。
職務代理	ありがとうございました。 それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。 会長が議長を務め、進行いただきます。
議 長	日程第１ 議事録署名者の指名について を議題とします。 議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。 （異議なし）
議 長	異議がありませんので、指名をさせていただきます。 議席番号 １９番 平井浩成 委員と１番 黒木義弘 委員を指名します。
議 長	日程第２ 会期の決定について を議題とします。 会期は本日１日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

か。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、会期は本日 1 日と決定いたします。

日程第 3 報第 2 5 号 農地所有適格法人の報告等について
を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

森農地主事 今回は 1 0 法人について報告します。
農地所有適格法人につきましては、4 つの要件があり、

①法人形態要件

②事業要件

③議決権要件

④役員要件

については、報告資料により総合的に確認しております。

(案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有無、
農地の耕種面積、経営状況を説明)

以上 1 0 件について報告いたします。

議長 続きまして、日程第 4 報第 2 6 号 農地法の規定に基づく許可
処分の取消しについて を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

中島書記 事業計画変更の承認済の農地と 5 条の転用許可済の農地につい
て、許可取消申請があり、取消しが行われた 2 件について、報告し
ます。

(案件についてスライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、
説明)

以上 2 件について報告いたします。

議 長	続きますして、日程第 5 議第 1 7 3 号 農地法第 3 条の規定による権利移動の許可について を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
中 島 書 記	今回は、7 件の上程です。 本日上程しました案件につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので、予め報告いたします。 (案件についてスライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、権利取得理由、使用貸借・売買・交換の別、貸借にあつては存続期間を説明)
議 長	ただいまの件についてご意見等ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、農地法第 3 条の規定による権利移動の許可については、許可することに決定します。 続きますして、日程第 6 議第 1 7 4 号 農地法第 4 条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
中 島 書 記	今回は、1 件の上程です。 最初に、農地区分は 1 0 ha 以上の集団農地を第 1 種農地、市街地区域内の用途指定区域を第 3 種農地、また市街地区域内にある第 3 種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第 2 種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので、予め報告をいたします。

		(案件についてスライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)
議	長	ただいまの件についてご意見等ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。 続きまして、日程第7 議第175号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
中島書記		今回は、7件の上程です。 当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外であることを確認しておりますので、報告をいたします。 (案件についてスライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)
議	長	ただいまの件についてご意見等ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。 続きまして、日程第8 議第176号 農用地利用集積等促進計

画（案）について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

尾形書記 当申請につきましては、事前に農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第1項に基づく要件に該当していること、借人が地域計画の担い手であることを確認しております。

農地中間管理事業は、地域計画に位置付けられた担い手等であれば利用することができ、農地の貸し借りを取りまとめた農用地利用集積等促進計画を県が公告することにより効力を発します。

本日は15件の上程です。

（耕作者ごとに地域計画の担い手等であること、経営内容、作付け予定作目、使用貸借・賃貸借の別、貸借期間を説明）

議長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

（異議なし）

議長 異議なしと認め、農用地利用集積等促進計画（案）については、意見なしとして決定します。

以上で本日予定していました議事を終了いたします。

職務代理 これをもちまして、第23回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後3時35分 終了

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

平井 浩成 委員

黒木 義弘 委員
